○山口県警察における警察手帳の取扱いに関する訓令

平成 14 年９月 18 日
本部訓令第　39　号

（趣旨）
第１条　この訓令は、警察官に対する被服の支給等に起案する条例（昭和２９年山口県条例第３４号）第７条の規定に基づき、警察手帳（警察手帳規則（昭和２９年国家公安委員会規則第４号）第２条に規定する警察手帳をいう。以下同じ。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。
（提示）
第２条　警察官は、職務の執行に当たり、その身分を示す必要があるときは、証票及び記章を提示しなければならない。
（携帯）
第３条　警察官は、警察手帳を丁寧に取り扱い、所属長が特に指定した場合又は所属長の許可を得た場合を除き、勤務中は常にこれを携帯しなければならない。
（管理）
第４条　警察官は、警察手帳を厳重に保管しなければならない。
（収納）
第５条　本体の証票入れには証票以外のものを、名刺入れには名刺以外のものを納めてはならない。
（紛失、滅失又は盗難の報告）
第６条　警察官は、警察手帳について、紛失、滅失、盗難その他の事故が生じたときは、直ちにその旨を所属長に申し出なければならない。
２　所属長は、前項の申出を受けた場合において、当該申出に係る事項を確認したときは、速やかにその旨を警察手帳紛失報告書（別記第１号様式）、警察手帳滅失報告書（別記第１号様式）又は警察手帳盗難報告書（別記第１号様式）により警務部会計課長（以下「会計課長」という。）を経由して警察本部長（以下「本部長」という。）に報告しなければならない。
（返納）
第７条　所属長は、警察官が退職し、失職し、又は休職を命ぜられたときは、速やかに警察手帳を回収し、本部長に返納しなければならない。
（保管）
第８条　所属長は、停職、療養休暇等により長期間その職務に従事することのできない警察官及び常に警察手帳を携帯する必要がないと認める警察官が所持する警察手帳を保管することができる。
（再交付等）
第９条　所属長は、警察官から警察手帳を損傷し、若しくは汚損した旨の申出を受けたとき又は第６条第１項の規定による申出を受けたときは、警察手帳

再交付申請書（別記第２号様式）を会計課長を経由して本部長に提出し、警察手帳の送付を受け、これを警察官に再交付しなければならない。

２　警察官は、前項の規定により警察手帳の再交付を受けた後、紛失した警察手帳を発見し、又は盗難に遭った警察手帳を回収したときは、直ちに当該警察手帳を所属長に提出しなければならない。

３　所属長は、前項の規定により警察手帳の提出を受けたときは、速やかにこれを会計課長を経由して本部長に返納しなければならない。

（書換交付）

第１０条　所属長は、警察官から警察手帳の記載事項に変更があった旨の申出を受けたときは、警察手帳書換交付申請書（別記第２号様式）を会計課長を経由して本部長に提出し、警察手帳の書換えを受け、これを警察官に交付しなければならない。

（その他）

第１１条　この訓令に定めるもののほか、警察手帳の取扱いについて必要な事項は、別に定める。